

## 『介護報酬改定について財務省が6%カットを提案したことについて』

平成26年10月8日、財務省は来年度より介護報酬を大幅に引き下げることがを提案した。これは、同月3日に介護事業者の経営実態調査の結果から、収支差率が平均で8%であり、中小企業の2.2%に合わせるべきであるとの提案である。

このことは、厚生労働省においては介護報酬給付費分科会にて議論されていくことになり、日本介護福祉士会から内田副会長が委員として参画している。先日の給付費分科会において、日本介護福祉士会としては以下のような発言をした。

「今回示された介護事業者の経営実態調査からの収支差率は、調査対象の事業所が大都市から中山間地域と地域も様々であり、事業の規模も大規模な事業所から小規模な事業所、社会福祉法人や株式会社などの法人の種別もさまざまあるなかで平均値がいるだけであり、その平均値を実態としていいのか疑問である。具体的な分析なしに、介護報酬をカットすることはおかしいことである。職員の報酬にも影響が出かねないため慎重な議論が必要である。また、収入が報酬改定のたびに乱高下するようでは、職員は安心して働けないのではないか。」

これら一連のことは、これまで、社会保障基礎構造改革の名のもとで、第2期～報酬引き下げが続けられた中、やっと介護報酬引き上げが3%+1.2%(それでもまだ引き下げられた分には足りないが)なされたところなのに、それらを上回る6%引き下げということは、マイナスのマイナスである。

社会保障の充実を謳いながら消費税の引き上げや、社会保険料などの国民負担を行っておきながら、さらに報酬を引き下げるのは乱暴極まりない。

人材不足の状況であるとともに実質的な費用抑制のための第6期改正を控えている中、さらに報酬を下げろということは、介護事業が成り立たなくなり、介護従事者が路頭に迷い、介護を必要とする人が適切なサービスを受けることが出来ず、「住みなれた地域でその人らしく・・・」という地域包括ケアや豊かな老後など夢のまた夢である。

介護分野は老若男女を問わず、リアルな問題として国民生活に直結することである。それを疎かにする施策には賛同できない。

## 『介護従事者の資格要件の緩和について』

平成 26 年 10 月 15 日の読売新聞で、介護分野の人手不足解消に向けて資格要件を緩和するとの記事がでた。この記事について厚生労働省へ確認したところ、前段で行われた「福祉人材確保検討委員会」において、介護人材のすそ野を広げることが必要であるとのまとめがあり、その議論の過程でより介護分野への入り口のハードルを低くすることが必要ではないかとの意見が委員よりでたことをとらえて今回の記事につながったことであり、厚生労働省としての決定とみられる記事ではあるがその様な事実はないとのことであった。

10 月 27 日に行われた「社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会」において、石橋会長も本件に関する質問をし、同様の回答を得ている。

しかし、社会的な認識において今回の記事にあるようなことが動いていく可能性も否定できない。そのため今回のことについて介護福祉士会としてどのように考えているかの共有が必要である。

今回の件は、「質の低い人材でも我慢しなさい」と介護を必要とする国民やその家族に無理やり押し付けるやり方であると同時に、既に介護従事者として誇りを持って働いている者に対して、「誰でもやれるんだろ？介護の仕事なんて」と介護の仕事を愚弄する方向性であるといえる。

しかし、一方で深刻な人材不足は解消されるどころか拍車がかかっており、現場の疲弊感は否めない。「質」か？「量」か？の一方の側面議論ではなく、「質も量も」どちらにも資する議論が必要である。

仮に、初任者研修のハードルを下げ、入り口の間口を広げるのであれば、その続きのセカンドステージライセンスの取得を義務付け、最低限の質の担保を求めるべきである。雇用側にも、今以上にキャリアパスに応じた段階的な積極的資格取得を強く求めると共に、取得に向けたサポート(金銭的な)を国策として行うことが必要ではないだろうか。さらに、第 7 期介護保険事業計画において、認定介護福祉士・介護福祉士の法律的な位置づけをすることで、入り口の質は下げても、そのあとの道筋は確実に質を担保していく体系を構築すべきである。介護福祉士を筆頭とした介護従事者のアイデンティ、ステイタスの構築は急務であると同時に、当事者たちの意識改革・自立が絶対に必要であり、その旗振り役が、職能団体である介護福祉士会の役割である。